

社会福祉法人 美祢市社会福祉協議会  
福祉用具貸出し要領

1 目的

この要領は、美祢市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の所有するベッド及び車椅子等（以下「福祉用具」という。）の貸出しについて必要な事項を定め、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 利用対象者

この事業の対象者は、市内に住所を所有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者（以下「使用者」という。）又は使用者を介助する者であること。

- (1) 介護保険制度適用外の高齢者（車椅子に限り、要介護度1の方まで貸出し可）
- (2) 身体障害者
- (3) 疾病、傷病等により一時的に福祉用具が必要な者
- (4) 前号に定めるもののほか、会長が特に必要と認めた者

3 貸出期間

福祉用具を貸出しできる期間は、次のとおりとする。

- (1) ベッド 1年以内
- (2) 車椅子等 1ヶ月以内

2 貸出し期間を延長する場合には、その都度更新するものとする。

4 貸出手数料

福祉用具の貸出し手数料は、次のとおりとする。

- (1) ベッド 手動ベッド 年／1,000円、電動ベッド 年／2,000円
- (2) 車椅子等 無料

5 貸出手続

福祉用具の貸出しを受けようとする者は、無料貸出し申込書（様式第1号）もしくは有料貸出し申込書（様式第2号）を会長に提出し、許可を得なければならない。

2 福祉用具の借り受け、又は返却の運搬及びそれに要する経費は、使用者の責任で行うものとする。

3 有料の福祉用具貸出しについては、手数料の納金・管理を適正に行うものとする。

6 使用上の責務

使用者は、貸出しの福祉用具による事故等について自らの責務により処理、解決しなければならない。

7 その他

この要領に定めのない事項については、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。